

監査役会規則（ひな型）

社団法人 日本監査役協会
平成 5 年 9 月 29 日制定
平成 14 年 6 月 13 日改正
平成 16 年 5 月 25 日改正

（趣旨）

第 1 条

本規則は、法令及び定款に基づき、監査役会に関する事項を定める。

（組織）

第 2 条

監査役会は、監査役全員をもって組織する。

（監査役会の目的）

第 3 条

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（開催）

第 4 条

監査役会は、定期的に（例えば月 1 回）開催する。ただし、必要あるときは随時開催することができる。

（議長及び招集者）

第 5 条

1. 監査役会は、監査役会の議長を互選により定める。
2. 監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。

（招集通知）

第 6 条

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の一週間前（定款の定めにより短縮することができる）までに発する。
2. 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開くことができる。

(決議の方法)

第7条

1. 監査役会の決議は、第13条第2項の解任決議及び第15条の同意に係る決議を除き、監査役全員の過半数をもって行う。
2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

(監査の方針等の決議)

第8条

1. 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等は、監査の開始にあたり、監査役会において決議をもって策定する。
2. 前項に定めるほか、監査役会は、監査役スタッフの選任、監査費用の予算など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議する。

(代表取締役との定期的会合等)

第9条

1. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるものとする。
2. 監査役会は、代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明する。
3. 監査役会は、法律に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

(監査役会に対する報告)

第10条

1. 監査役は、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。
2. 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。
3. 監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。

(報告に対する措置)

第11条

1. 監査役会は、取締役から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合及び会計監査人から取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もし

くは定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

2. 監査役会は、あらかじめ取締役と協議して定めた取締役又は使用人から監査役会に対する報告事項について報告を受けた場合についても、必要と判断される範囲で、前項に準じ対処する。

(監査報告書の作成)

第12条

1. 監査役会は、取締役から計算書類等を受領し、会計監査人から監査報告書等を受領する。これらの書類等を受領する者は、常勤の監査役とすることができる。
2. 監査役会は、監査報告書記載事項等について監査役の報告を受け、協議のうえ監査報告書を作成する。
3. 異なる意見がある場合には、その監査役の意見を監査報告書に付記するものとする。
4. 監査報告書には各監査役が署名押印又は電子署名する。常勤の監査役はその旨を記載又は記録する。

(会計監査人の選任・不再任・解任に関する決議)

第13条

1. 会計監査人の選任・不再任・解任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。
 - 株主総会に提出する会計監査人の選任・不再任・解任に関する議案の同意
 - 会計監査人の選任・不再任・解任を株主総会の会議の目的とすることの請求
 - 会計監査人の選任に関する株主総会への議案提出の請求
 - 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
2. 監査役会が、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって行う。この場合においては、監査役会の選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明しなければならない。

(監査役の選任に関する同意及び提案請求)

第14条

監査役の選任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。

- 株主総会に提出する監査役の選任に関する議案の同意
- 監査役の選任を株主総会の会議の目的とすることの請求
- 監査役の選任に関する株主総会への議案提出の請求

(取締役の責任免除等に関する監査役会の同意)

第 15 条

監査役会が行う次の同意は、監査役の全員一致の決議によって行う。

取締役会が株主総会に提案しようとしている取締役の責任免除にかかる議案に対する同意

取締役会が株主総会に提案しようとしている取締役会決議によって取締役の責任免除をすることができる旨の定款変更にかかる議案に対する同意

取締役が定款の規定に基づき取締役会に提案しようとしている取締役の責任免除にかかる議案に対する同意

取締役会が株主総会に提案しようとしている社外取締役との間で責任免除の契約をすることができる旨の定款変更にかかる議案に対する同意

株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する同意

(監査役の権限行使に関する協議)

第 16 条

監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役会において協議をすることができる。

株主より株主総会前に監査役に対して書面による質問があったときの説明

取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求等

株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する意見報告

取締役の違法行為に対する差止め請求

監査役の選任・解任・辞任及び報酬に関する株主総会での意見陳述

会社と取締役間の訴訟に関する事項

その他訴訟提起等に関する事項

(常勤の互選・報酬に関する協議)

第 17 条

常勤の監査役の互選及び報酬の協議については、監査役全員の同意により、監査役会において行うことができる。

(議事録)

第 18 条

1. 監査役会議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。その取扱いは取締役会議事録に準ずる。
2. 会社は、前項の議事録を 10 年間本店に備え置く。

(監査役会事務局)

第 19 条

監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は監査役スタッフがこれにあたる。

(監査役監査基準)

第 20 条

監査役会及び監査役の監査に関する事項は、法令又は定款もしくは本監査役会規則に定める事項のほか、監査役会において定める監査役監査基準による。

(本規則の改廃)

第 21 条

本規則の改廃は監査役会が行う。

(附則)

本規則は、平成 年 月 日より実施する。

添付参考資料 (1)

監査役会の権限

- (1) 会計監査人の選任に関する議案の同意 (商法特例法 3 条 2 項)
- (2) 会計監査人の選任の議題の提案権及び議案の提出権 (商法特例法 3 条 3 項)
- (3) 会計監査人の不再任に関する議案の同意 (商法特例法 5 条の 2 第 3 項)
- (4) 会計監査人の不再任の議題の提案権 (同項)
- (5) 会計監査人の解任に関する議案の同意 (商法特例法 6 条 3 項)
- (6) 会計監査人の解任の議題の提案権 (同項)
- (7) 会計監査人の解任権 (商法特例法 6 条の 2 第 1 項)
- (8) 会計監査人の解任を株主総会に報告する監査役の選任 (同条 2 項)
- (9) 仮会計監査人の選任 (商法特例法 6 条の 4 第 1 項)
- (10) 会計監査人から報告を受ける権限 (商法特例法 8 条 1 項)
- (11) 取締役又は清算人から計算書類及び附属明細書を受ける権限 (商法特例法 12 条 1 項・2 項、19 条 1 項、商法 420 条 1 項)
- (12) 会計監査人から監査報告書を受ける権限 (商法特例法 13 条 1 項)
- (13) 監査役から会計監査人の監査報告書の調査の結果等の報告を受ける権限 (商法特例法 14 条 1 項)

- (14) 監査報告書の作成権限（同条 2 項ないし 4 項）
- (15) 監査役の選任に関する議案の同意（商法特例法 18 条 3 項）
- (16) 監査役の選任の議題の提案権及び議案の提出権（商法特例法 18 条 3 項）
- (17) 監査役から職務執行の状況の報告を受ける権限（商法特例法 18 条の 2 第 3 項）
- (18) 会社に対する取締役の責任免除に関する議案の同意（商法特例法 19 条 1 項、商法 266 条 9 項・13 項・21 項）
- (19) 会社が取締役を補助するための訴訟参加に関する同意（商法特例法 19 条 1 項、商法 266 条 9 項、268 条 8 項）
- (20) 取締役から報告を受ける権限（商法特例法 19 条 1 項、商法 274 条ノ 2）
- (21) 監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項の決定。ただし、個々の監査役の権限行使を妨げることはできない（商法特例法 18 条の 2 第 2 項）。

なお、監査役会は監査役全員で構成する（商法特例法 18 条の 2 第 1 項）。決議方法は全員の過半数によるが、会計監査人解任決議、会社に対する取締役の責任免除に関する議案の同意、会社が取締役を補助するための訴訟参加に関する同意は全員一致による（商法特例法 18 条の 3 第 1 項）。

添付参考資料（2）

個々の監査役の権限義務

- (1) 一般的な監査権限
 - 取締役の職務の執行の監査（商法 274 条 1 項）
 - 計算書類等の監査（商法 281 条 4 項）
- (2) 調査に関する権限
 - 営業報告請求権、業務・財産状況調査権（商法 274 条 2 項）
 - 子会社についての営業報告請求権、業務・財産状況調査権（商法 274 条ノ 3）
 - 会計監査人に対する報告請求権（商法特例法 8 条 2 項）
- (3) 株主総会・取締役会等と関連する権限
 - 株主総会への説明義務（商法 237 条ノ 3）
 - 取締役会の出席義務及び意見陳述義務（商法 260 条ノ 3 第 1 項）
 - 取締役会への報告義務（商法 260 条ノ 3 第 2 項）
 - 取締役会の招集請求権及び招集権（商法 260 条ノ 3 第 3 項・4 項）
 - 株主総会提出議案及び書類の調査報告義務（商法 275 条）
- (4) 監査役の地位に関する権限
 - 監査役の任免に関する意見陳述権（商法 275 条ノ 3）
 - 監査役の辞任に関する意見陳述権（商法 275 条ノ 3 ノ 2）

- 各監査役の報酬についての協議（商法 279 条 2 項）
- 報酬に関する意見陳述権（同条 3 項）
- 監査費用請求権（商法 279 条ノ 2）
- 常勤の監査役の選任権（商法特例法 18 条 2 項）
- (5) 監督是正措置に関する権限
 - 取締役の違法行為差止請求権（商法 275 条ノ 2）
 - 各種の訴提起権及び手続申立権（商法 247 条、280 条ノ 15 第 2 項、380 条 2 項、381 条 1 項、415 条 2 項、428 条 2 項、431 条 1 項、452 条 1 項）
- (6) その他の権限
 - 設立手続の調査権（商法 173 条ノ 2）
 - 取締役・会社間の訴訟代表権（商法 275 条ノ 4）